介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

(昭和二十五年法律第百四十四号)

第五十四条の二第一

項の規定により、

青藍会 社法人

東一丁目一番山口市吉敷中

ニハ

ーック南山に

口リ

の恵

一深溝

"

平成二十九年九月十五日

称兵居

名又は居宅

名介 護

のたる 業 者 地所主

名居 宅 称介

護 所事

在業

地所

種事 類業 0) 村

指定年月日

カリーメディ有限会社フェ

二防二府

一番三号

町

局フ ェ

アリ

薬

二二番三号 防府市今市E

11

1県知事

岡

嗣

政

山

山口県告示第三百二十四号

生活保護法

公安委公告

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正

 $\widehat{}$ 件 報

家畜伝染病の発生の届出

(畜産振興課)

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定

 $\widehat{}$ 件

(厚政課)

アリーメディ有限会社フェ

二二番三号 防府市今市B

町

局フ ェ

アリ

薬

○選管告示

○告示

目

次

9月15日 (金曜日)

平成 29年

青藍会 社法人 フ株式会社 グリーンライ

青藍会 社法人

東一丁目一番山口市吉敷

一敷 番中

ニック南山ロハートクリ

東一丁目一番山口市吉敷中 ○番八号 大阪府吹四

自田市

ぴね防府 テーションス

ニック南山ロハートクリ

ロリ

〇山 三口

の恵

一深溝

ション

はス 四島一四六〇の

口リ 〇山 三口 の市 の田

一深溝八 護訪 問 看 平

一成二九、

弋

三五.

テハ訪 ビ問 ーリリ Ŧ,

八、 "

指養居 導管宅 理療

"

町 "

<u>-</u>

二防二帝 一番三号市

山口県告示第三百二十五号

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の 規定により、

平成二十九年九月十五日

称名又は名 産 予 防 名介

護

称予

防

所事 口県知事

Щ

村

岡

嗣

政

在業 地所 種事類業

0 指定年月日

看防介 護訪護 問予

シリリ防介 ョテハ訪護 ン | ビ問予

Ŧ. "

"

理療防介 指養居護 導管宅予

第 2894 号 山口県告示第三百二十六号

家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第十三条第一項の規定により、

平成二十九年九月十五日

種 類

病

名

患畜 頭 数

綿 状 脳 症 海

山羊

"

発 生

場 所

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

センター光市立大和コミュ

ニティ

"

大字岩田

四

七四

センター光市立周防コミュ

ニティ

"

大字小周防一五二二の

"

"

発 生 年 月

日

センター光市立塩田コミュ

ニニティ

"

大字塩田一九

二五の

センター 光市立束荷コミュニティ

"

大字束荷一三二二の

"

平成二九、

九

八

○四三の三岩国市周東町下久原二

11

"

"

山口県選挙管理委員会告示第四十七号

投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十九年九月十五日

公職選挙法施行令

(昭和二十五年政令第八十九号)

第五十五条の規定により、

不在者

疑似患畜 " "

:口県選挙管理委員会告示第四十六号

ができる施設は、 の選挙管理委員会が指定した個人演説会、 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により市町 次のとおりである。 政党演説会又は政党等演説会を開催すること

養護老人ホー

ム長生園

山陽小野田市大字埴生二一五六の二

平成一 指

九 定

四 月

年

日 Ŧi.

名

称

所

在

Ш

口県選挙管理委員会委員長

田

中

郎

平成二十九年九月十五日

口県選挙管理委員会委員長 \mathbb{H} 中

光市室積一丁目六番一号

大字室積村八五八

"

11

センター 光市立島田コミュニテ 1 " 田四 **丁**目

ティセンター 光市立中島田コ

ミユ

"

中島田

一丁目八番一六号

一三番一五

光井四丁目二八番

大字牛島七六三の九

在

光市立室積コミュニティ

名

ティセンター
光市立伊保木コミュ

センター 光市立牛島コミュニティ

センター 光市立光井コミュニテ

地

郎

Ш

平成一 指 二八、 定 年

月

 \exists

告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

-成二十九年九月十五日

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示

(平成五年山

口県選挙管理委員会

山口県選挙管理委員会告示第四十八号

六

光市大字室積村五〇三八の

_

を

「光市室積沖田五番一号」に改める。

口県選挙管理委員会委員長

田

中

郎

告示第二十八号)の

一部を次のように改正する。

山口県選挙管理委員会告示第四十九号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示

(平成十年山

口県選挙管理委員会

センター センター ニティ " " 三井六丁目三 浅江三丁目一八番一一号 番

入札公告日

四千二百六十六万円

平成二十九年六月十六日

契約担当者

山口県知事

村岡

嗣政

落札金額

Ŧī.

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

平成二十九年七月二十八日 落札者を決定した日

日本信号株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

兀

契約の相手方を決定した手続

般競争入札

交通信号灯器 一一三三台

 \Box

落札に係る物品等の名称及び数量

事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

公

平成二十九年九月十五日

小野田老人ホーム社会福祉法人純心聖母会 養護老人ホーム長生園

小野田老人ホーム「社会福祉法人純心聖母会

山陽小野田市大字小野田三二五の二

山陽小野田市大字埴生二一五六

山口県選挙管理委員会委員長

田

中

郎

大字小野田三二五の二 昭和四六、 昭和三八、

|| '| '| || || を

昭和四六、 二、二二」に改める。

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 購入

 (\equiv)

落札方式

最低価格

調達方法

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。 平成二十九年九月十五日 契約の締結

報

山口県知事

村 岡 嗣

政

 \equiv

平成二十九年九月十五日発行平成二十九年九月十五日印刷

発発 行行 人所

山口県知事